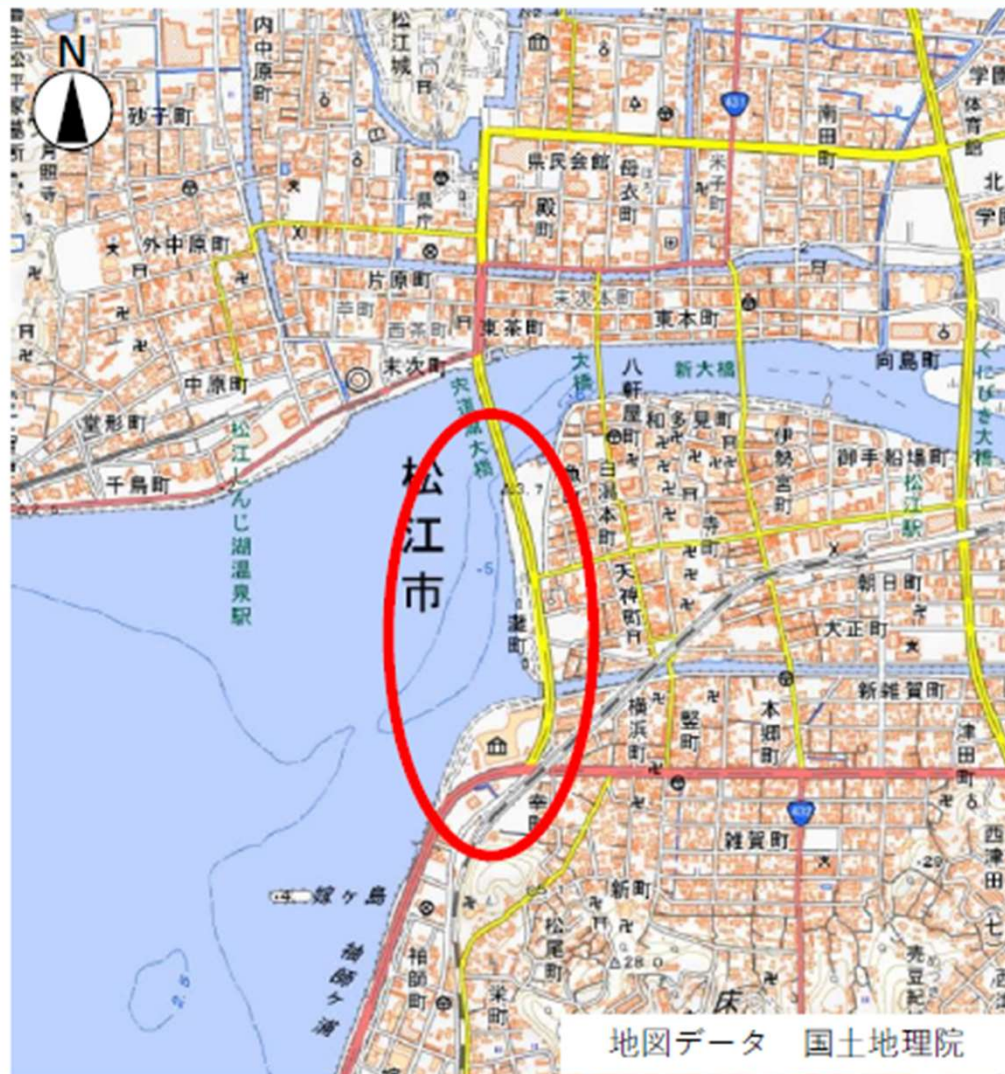


岸公園と白潟公園における 河川空間のオープン化



大橋川治水・国県事業推進課

河川空間のオープン化 の対象区域



河川空間とは

河川法第6条に基づく
河川区域のことで、
堤防や護岸を含め
河川の管理のため必
要な空間

岸公園・白湯公園
の区域

河川空間の
オープン化区域



河川空間のオープン化の経過（実証実験）

《岸公園》



2024. 7. 5
ミズベデカンパイ



2024. 10. 12
仲秋の嫁ヶ島



2023. 11. 11
宍道湖サンセットシアター

《白潟公園》



2024. 3. 17
Matsue学生祭2024



2023. 9. 23
みずベキャンプ
(みずベを愉しむエトセトラ)



2023. 10. 14
みずベヤタイ
(みずベを愉しむエトセトラ)

河川空間の役割とオープン化の意義

河川空間の役割

- 親水護岸や堤防などの河川空間は、本来洪水被害を防ぎ・軽減させるための治水施設
- 利用にあたっては一般公衆の自由使用を前提としており、民間事業者等による商業利用は認められない



オープン化

- 水辺の賑わい創出のため河川空間を活用したいという要望の高まりから、平成23年に規制を緩和
- 地域の合意が得られること等を条件として、「都市・地域再生等利用区域」に指定された河川空間において、民間事業者による商業利用が可能に

⇒このことを「河川空間のオープン化」と言います

河川空間オープン化のメリット

- ➡ 河川空間の商業利用が可能となり、多様なニーズに対応したサービスの提供が可能に
- ➡ 「国（河川区域）」と「市（公園区域）」に対し必要だった申請（窓口）を、「市（河川区域・公園区域）」に一本化

申請の省力化

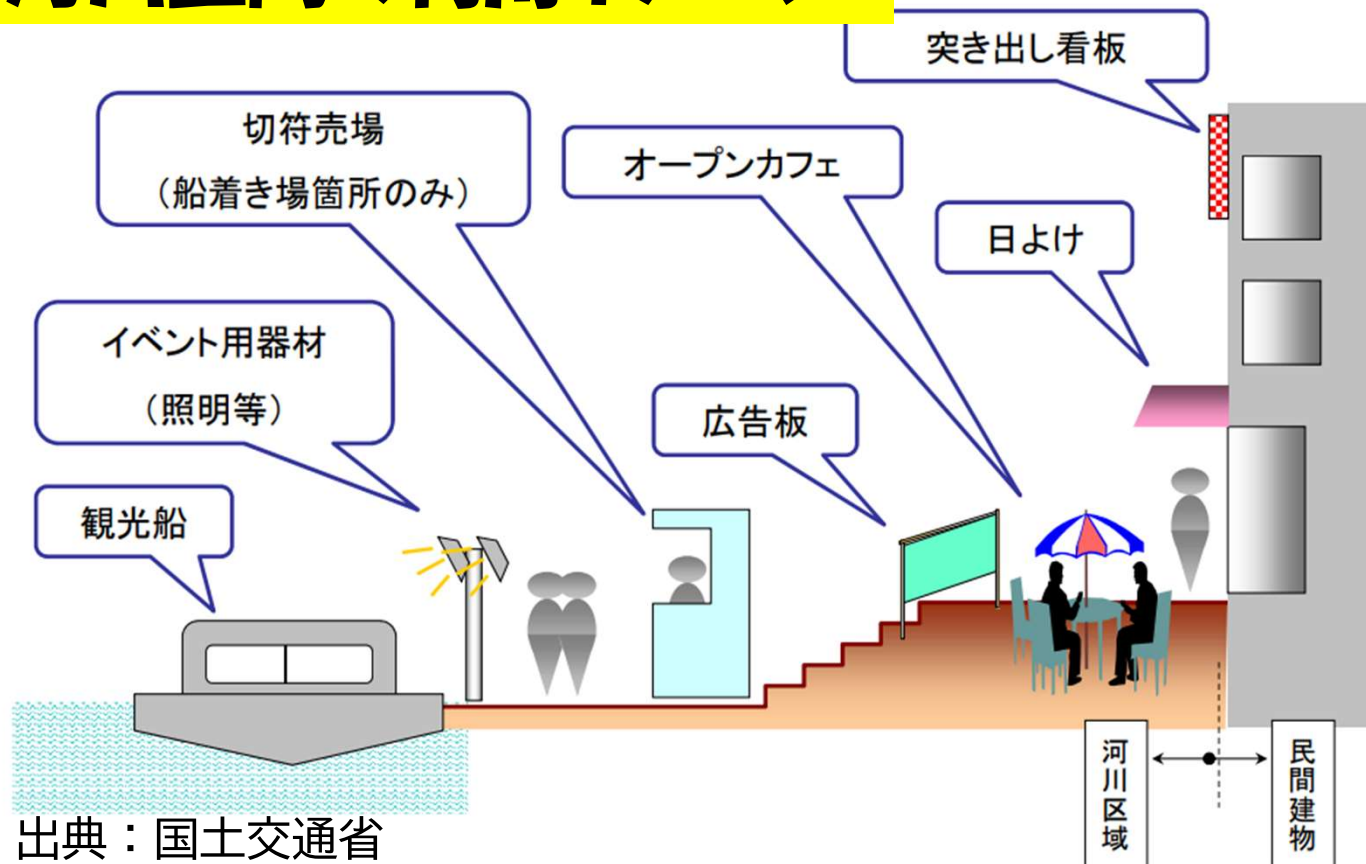
- 申請書類は公園にかかる様式のみ
- メールでの申請も可能に
- 申請ルールを市（公園）の運用に統一
- 定期的な利用の場合、連続した利用期間ごとに必要だった申請が、まとめて1回で可能に

利用しやすい環境を整えて、
利活用を促進することで、水辺空間の
さらなる賑わい創出をめざします

山陰で初めて!

令和6年3月までに
全国で137箇所、中国地方
で11箇所がオープン化

河川空間の利用イメージ



出典：国土交通省

オープン化の内容

指定日

令和6年9月30日

占用主体

松江市

用途

イベント広場など

みなさまのご利用を お待ちしております



ミズベリング縁日
令和6年10月12・13日開催

【連絡先】オープン化に関すること
都市整備部 大橋川治水・国県事業推進課
電話 0852-55-5379
✉ ohashi@city.matsue.lg.jp

公園の利用申請に関すること
都市整備部 建設総務課 道・緑・水辺相談室
電話 0852-55-5810
✉ michi-midori-mizube@city.matsue.lg.jp